

使用済燃料輸送前に実施した検査の要領書の誤記について

平成 16 年 12 月 20 日

平成 16 年 11 月 16 日、使用済燃料輸送前に実施する検査（ 1 ）で用いる検査要領書に、輸送容器の圧力測定検査用の温度と圧力の相関図（ 2 ）に関して、BWR（ 3 ）用の相関図を添付すべきところを、検査要領書の記載内容の確認が不十分であったために、誤って PWR（ 3 ）用の相関図を添付していたことが分かりました。

平成 16 年 5 月の使用済燃料輸送前に実施した検査の際、この誤った要領書が用いられましたが、検査時の容器表面温度の測定範囲においては PWR と BWR の相関図にほとんど差がないことから容器内圧力は変わらず、検査結果に違いがないことを確認しました。

このため、検査要領書の誤記についての再発防止対策をとりまとめ、12 月 20 日、原子力安全基盤機構に報告しました。

今後、検査要領書の確認を確実に実施し、再発防止に努めてまいります。

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、核燃料物質等の運搬に関する措置が技術上の基準に適合していることを確認するために、使用済燃料の輸送前に当社が行う検査です。この検査結果について原子力安全基盤機構の確認を受けます。
- 2 圧力測定検査では容器表面温度を測定し、容器表面温度と容器内圧力の相関図を用いて容器内圧力の確認を行います。
- 3 BWR は沸騰水型軽水炉を PWR は加圧水型軽水炉を意味します。浜岡原子力発電所は BWR です。

以上